

平成29年生駒市農業委員会第3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 平成29年3月14日(火)午後2時00分
会議開催場所 市役所 大会議室
出席者 会長 7番 高枝敏治
委員 1番 吉田勝彦 2番 中田建彦
4番 田中忠司 5番 西本浩三
6番 中井輝夫 8番 上武 猛
9番 尾山高生 10番 田中勇治
11番 阪口登美雄 12番 奥山繁幸
13番 田口利彦 14番 吉田吉明
15番 北川治夫
欠席者 3番 中村耕作
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一
係長 吉岡 浩 係員 大沢 篤史
傍聴者 なし

会議次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地の造成工事に係る届出について
- 3 特定農地貸付けの変更承認申請について
- 4 下限面積(別段の面積)の検討について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 4 規則第32条第1号の規定による届出について
- 5 使用貸借契約に解約通知について
- 6 農地の転用事実に関する照会について
- 7 農地利用最適化推進委員の評価結果について

その他

- (1) 利用状況調査について
- (2) その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により高枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

15番 北川治夫 1番 吉田勝彦 2番 中田建彦

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼
〔議案読み上げ〕

○係長

No.1の申請地の位置について

奈良先端大学院大学と鹿ノ台住宅地の間に位置する生駒市鹿畑町内の農地

申請理由について

譲渡人が、本申請地を手放すことになったことから、譲受人が譲受け、今までと同じように畑として耕作することになった。また、譲受人は、今までも農業経営を行ってきたことから、必要な農機具等は所有。

農地取得の下限面積要件について、購入する農地及び現に所有している農地の面積を合わせて20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

No.2の申請地の位置について

近鉄菟の台駅の北西約300mにある農地

申請理由について

家族内における農地の贈与、今までと同じく耕作を続けていくとのこと。必要な農機具等は所有。農地取得の下限面積要件について、家族で所有している農地の面積を合わせて20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

No.3～14の申請地の位置について

生駒市北田原町地内の農地

申請理由について

使用借人は、大阪府内で障がい福祉サービス事業等をおこなっている株式会社であり、今般、使用貸人から本農地を借り受け、稲作を中心とした農業を行なっていくことになった。実際の作業については、兼業農家の出である従業員の方1名が行うが、農繁期等については、従業員の中から応援を求めるとのこと。

必要な農機具等は、トラクターや田植え機、そして、コンバイン等を所有。また、本申請地が合計で約54アールあることから、下限面積要件は満たしている。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行うとともに、使用借人の法人に対するヒヤリングを行っている。

ヒヤリングにおいては、営農を開始しようとなった経緯、現場での営農を行なうに際しての職員の体制について話しを聞くとともに、主に稲作を中心としてやっていくとのこと、水利組合との関係等については、農業委員会側から、アドバイスをしたが、大きな問題等はない。

最後に、本申請は、法人が農地を借りることから、農地法第3条2項の許可要件は全て満たしているとともに、①毎年度、農地の利用状況を報告すること。②地域における農地の効率的かつ総合的な利用を確保すること。③他の農業者との適切な役割分担をすること。④法人の業務を執行する役員が一人以上、耕作に従事することを、条件として許可することが相当と考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の吉田委員へ補足説明を依頼

○吉田委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.2について地元農業委員の阪口委員へ補足説明を依頼

○阪口委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.3～14について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。面積が大きいため見守りが必要と考えている。

審議をお願いしたい。

○係長 No.1についての農地の下限面積ですが、譲受人の家族で農業経営の農地面積が20アールを超えますので要件は満たしていることを補足説明します。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」

の説明を事務局に依頼。

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長 議案の内容について説明

No.1～9申請地の位置について

生駒市上町地内にある長弓寺の東側に位置する農地

申請理由

本申請地は、田として耕作をしていたが、水はけが悪く現状のまま維持していくことが難しいことから、盛土をして畑として利用することになった。また、地元水利組合の同意も添付されている。

現地調査について

今月7日に、会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施。引き続き農地として利用していくとのことであることから、問題点はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の北川委員へ補足説明を依頼

○北川委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言。

議案第3号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長 議案の内容について

本申請について、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、承認を受けた土地であるが、変更が生じたため、本申請が出されたもの。

No.1・2申請書の位置について

生駒市西畑町地内の農地

No.3～5申請書の位置について

生駒市小倉寺町地内の農地

No.6申請書の位置について

生駒市高山町地内の農地

申請理由

本委員会において特定農地貸付けに関する承認をしたが、所有者より取り消しや契約更新の辞退等の申し出があったため、本申請が出てきたもの。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の承認を宣言

議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 現行どおり承認することであり前回と変更がないということなのか。

○係長 変更はありません。毎年検討しなければいけないので、議案として挙げた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」の承認を宣言

平成29年度の生駒市における農地法第3条第2項第5号の下限面積要件は、引き続き20アールとなります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「規則第32条第1号の規定による届出について」

報告第5号「使用貸借契約に解約通知について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～42については、相続により所有権を取得された農地についての届出。No.43～47については、相続により賃借を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

○係員 この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

市立生駒小学校から南へ300メートル、山崎浄水場の東側に隣接する農地。分譲住宅を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

議案第4号「規則第32条第1号の規定による届出について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第32条第1号による届出。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に供する場合は、農地法第4条の許可が不要であるため、本届出が農業委員会に出てきたもの。

No.1～2の申請地の位置について

県立奈良北高等学校から南約200メートルのところのところに位置する農地。水路の地目変更を目的として、本届出をしたもの。

報告第5号「使用貸借契約に解約通知について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという申請を受け、通知したことを報告しているもの。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1については、20年以上も前から現況が雑種地であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。No.2～No.4については、15年以上も前から現況は農地性がないにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。No.5については、30年以上も前から現況が宅地であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。

No.6～No.11については、20年以上も前から現況は山林であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。No.12については、20年以上も前から現況は雑種地であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。No.13については、30

年以上も前から現況は宅地であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員さんと現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したものを。

○議長 報告第7号「農地利用最適化推進委員の評価結果について」
説明を事務局に依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長 昨年12月に農地利用最適化推進委員の公募・推薦を行い、定員7名に対し、9名の公募・推薦があり、4区、7区に関してそれぞれ2名の公募・推薦があった。1月20日に第一回評価委員会にて書類選考、1月23日に面接を行い議案書とおりの結果となった。正式には7月20日以降の農業委員会にて委嘱を行う。本日の報告を受けて、候補者に対して評価結果を報告します。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 「その他」

(1)「利用状況調査について」の説明を事務局に依頼

○係長 (1)「利用状況調査について」

[報告・内容の説明]

この調査については、5年前の遊休農地の調査を基に、その時点で遊休農地となっていた場所を中心に調査をしているが、それ以外に遊休農地化しているところが増えてきている。7月までの任期までに新たな遊休農地の調査をお願いしたい。必要に応じて事務局も日程調整のうえ同行します。

○委員 新たな遊休農地があれば報告するということか。

○係長 報告をお願いします。

○委員 調整区域のみか。

○係長 市街化区域も含めます。

○委員 遊休農地とは、草を刈って維持管理しているが耕作していない農地のことか。

○係長 維持管理していれば対象となりません。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 (2)「その他について」の説明を事務局に依頼

○係長 【3条等の許可申請の農業委員連絡用紙の押印について】

押印に際しては、申請農地の耕作状況について現地調査等の確認、指導をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 4月12日(水) 午後2時から403・404会議室

現地調査 4月7日(金) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後15時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 15番 北川治夫

議席番号 1番 吉田勝彦

議席番号 2番 中田建彦
